

スクールソーシャルワーカー ワーキングチーム報告書

平成 28 年 3 月 14 日に開催された第 4 回「教育相談等に関する調査研究協力者会議」以降スクールソーシャルワーカーのワーキングチームが 4 回開催され、活発な討議が行われた。ワーキングチームで出された意見を概ね取りまとめたので以下に報告する。

1. スクールソーシャルワーカーの職務

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉学を基盤とした福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、「相談援助」、「学校組織の支援」、「自治体（教育委員会）への支援」といった活動である。その活動の目標は、児童生徒の最善の利益を考慮して、児童生徒の学習の保障、健全育成を図ることにあり、それを達成するために、家庭環境の安心・安全の向上、教育環境の安心・安全の向上に取り組むことである。そのため、スクールソーシャルワーカーの活動において、児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働き掛けるという特徴がある。

児童生徒の学習の保障、健全育成を図る観点からスクールソーシャルワーカーが担うべき職務は、大きく分けて 2 つであり、

1 つは、「不登校、問題行動、虐待等の未然防止・早期発見」に係る職務であり、学校、地域の現状を把握し、関係機関との連携体制の構築や、児童生徒の生活・学習環境のより一層の向上に向けた取組や支援策を立案することである。

次に、「不登校、問題行動、虐待等が生じた場合等の個別対応、緊急対応」に係る職務であり、個別事案に対し、児童生徒及び保護者等の状況の把握、支援策の立案、ケース会議での検討、関係機関と連携した支援の実施及び見直し、学校に対する提案・助言等である。これら具体的な内容については以下のとおりである。

なお、これまで教員が行ってきた困難を抱えた児童生徒への支援の全てをスクールソーシャルワーカーが担うということではなく、互いの専門性を活かしながら協働することが重要である。

(1) 不登校、問題行動、虐待等の未然防止・早期発見

① 学校の現状把握

学校内の教職員・支援者等への聞き取りを行うことにより、学校の校務分掌、児童生徒への支援体制、不登校児童生徒数、就学援助率等学校及び児童生徒の状況を把握する。さらに、校内巡回（ゴミの散乱状況、靴箱の状況、学校備品などの破損状況を観察など）、教職員の日常的な会話、授業の参観、定例会議等に参加することにより、学校は認識していない福祉的な観点から必要な意識や体制を把握する。

こうした活動により、全ての児童生徒及びその保護者等の心身・安全な環境を確保するため必要な体制、取組を立案する。

②地域の現状把握

学校の教職員からの聞き取り、関係機関・者に出向く、学校及び地域の行事・会議等へ参加することにより、地域の自治組織、民生児童委員、PTA 等からその地域の特性、児童養護施設の有無、公営住宅の有無や犯罪率などを把握する。

このような情報を元に、地域からみた児童生徒及び保護者等の状況についても把握でき、不登校、問題行動、虐待等の早期発見・未然防止につながる。

また、日頃から関係機関・者に出向き、児童生徒や保護者等への支援の際に活用・協力が得られる関係作りを構築・維持する。

なお、関係機関としては、

- ・福祉関係機関：児童相談所、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員、児童委員 自立支援相談機関等
- ・保健医療関係機関：保健センター、保健所、病院 等
- ・刑事司法関係機関：警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、少年鑑別所、保護観察所 等
- ・教育関係機関：教育支援センター（適応指導教室）、教育センター、民間教育団体・民間教育施設 等

が挙げられる。

③学校内における組織づくり

不登校、問題行動、虐待等の事案が生じた場合、現在も各学校において支援策等について検討する教育相談部会が学校内において組織されているが、学校は当該部会の構成員にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを加えることが重要である。福祉及び心理の専門家である両者は、それぞれの専門性を生かし、教職員だけでは限界のあった的確な児童生徒や保護者等の背景の把握や、実施することが困難だった支援策の提案をすることが可能となり、結果として、児童生徒及び保護者等への支援がより一層効果的なものとなる。

また、こうした学校内の会議を週1回必ず開催するなど定例化し、個別対応だけでなく、具体的事案が生じる前の「少し気になる」といった段階の児童生徒の状態・状況を共有し、関係する教職員が重大事案に至らないための配慮・支援を行う。こうした取組の積み重ねにより、不登校、問題行動、虐待等の未然防止・早期発見につながる。

こうした各学校が目的をもって上記のような会議の意義を理解してチーム体制を作ることは学校としての責任であり、教育委員会として目標と責任をもって行う必

要がある。

(2) 不登校、問題行動、虐待等が生じた又はその疑いが生じた際の個別対応、自然災害等における緊急対応

個別対応等を行う際は、スクールソーシャルワーカーは、学校におけるスクールソーシャルワーク活用の目的を把握し活動すること、校長及び教職員は、スクールソーシャルワーカーに丸投げするのではなく協働すること、こうした視点を両者認識し、必ず学校内で協議した上で、対応することが重要である。

① 児童生徒や保護者等との個別相談や家庭訪問のみならず教員、地域等から情報収集・整理し、学校及び日常生活を営む上でのさまざまな課題を抱える児童生徒とその家庭及びその児童生徒を取り巻く環境等を含めて状況を把握し事前評価を行う（アセスメント）。

不登校・問題行動の背景には家庭に課題が生じている可能性がある。児童生徒や保護者等の状況に応じて家庭訪問を行うことは、家庭の状況を把握する上で有効である。なお、その際、保護者等に問い詰める、責めるといったことは行わず、話をしっかりと聞くといった姿勢で臨み、信頼関係を築くことが、その後の支援に効果的である。

なお、家庭訪問をどのような体制で実施するかは、あくまでも組織として行うため、学校ごと事案ごとに異なる場合があるので、学校と確認の上実施する必要がある。

② ①のアセスメントに基づき、学校内で開催されるケース会議等において、情報を共有し、各々の専門性を活かした支援策を学校として計画を立て、支援を決定する。その際、児童生徒及び保護者等の状況により、児童相談所、民生児童委員、自治体の福祉部署、要保護児童対策地域協議会、警察署等児童生徒及び保護者等への支援において活用できる機関・制度等をスクールソーシャルワーカーが調整・仲介・連携することにより、児童生徒及び保護者等が抱えていた課題を解決に導く役割を担う。

また、児童生徒等への支援には、地域住民による学校支援活動（地域学校協働本部）やコミュニティスクールの活動、放課後の教育活動、家庭教育支援・学習支援・子どもの居場所・親の居場所・学校ボランティアなどの児童生徒や学校を支援する地域の活動や校内の支援の仕組み等を有効に活用し支援を実施する。

加えて、自由に話すことにより自信を持つという効果が期待できる不登校や非行など同じ課題のある子供たちを集めたグループワークや、問題行動を起こす児童生徒の行動改善が期待できる乳幼児を抱える親子との交流イベントを実施する方法もある。

なお、児童虐待に関する事案については、児童虐待である確証が得られない状況

であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所への通報義務が生じることから、仮に学校長や教育委員会から反対されたとしても、通報しなければならない。

- ③ 支援計画実行中における児童生徒の状況や教員や子供に関わる支援者の動きを把握し、ケース会議において、点検・評価（モニタリング）を行い支援計画の改善を行う。
- ④ これらのプロセスを経て、児童生徒の環境改善のための目標と支援、目標達成の共有を行い、最終的には支援の終結を明確にする。

（参考：ケース会議）

解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解を深め（アセスメント）対応策を考える（プランニング）、あるいは見直し（モニタリング）を行う会議。

- ・ 構成員 教育相談部会の構成員に加え、当該児童生徒に直接関わる教員等
- ・ 会議の進め方

（会議開始前）

- ・ 会議開催日時の決定
- ・ メンバーを決定
- ・ ケース会議に諮る事案について、自身、児童生徒に関係する教職員等から、家庭の状況や支援状況等把握できた情報を資料としてまとめる。

（会議当日）

- ・ 当日の議題について説明
- ・ 守秘義務の確認
- ・ 議題に係る児童生徒の状況について説明
- ・ 上記説明で説明されなかった情報について共有する（強みや、長所といったポジティブな情報も対象）
- ・ 共有した情報を元に、支援策について検討する。（具体的な目標を設定し、だれがいつまでに何をするかを決定する。）
- ・ 目標を踏まえ、次回のケース会議日を決定する。

※支援策を実行後、進行状況や効果等を検証し、必要に応じ支援策を修正、変更することが重要。

（3）守秘義務の遵守

以上の職務を遂行する上で、スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーの

規範（人間の尊厳の尊重、社会正義の実現、誠実、秘密保持、専門性の向上など）を遵守しなければならない。さらに、自治体の常勤職員として雇用される場合は、地方公務員法により守秘義務が課される。なお、非常勤職員として雇用される場合は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法は適用されないことから、雇用の際は、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を課す必要がある。

（４）学校への働き掛け

今後は、学校内において不登校・問題行動・虐待等の当事者に児童生徒がなる前に防ぐ、発見する体制の構築が重要である。

こうした体制は、学校長のリーダーシップにより学校が構築するものであるが、状況によっては、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが体制作りへの提案・助言を行う役割が期待される。また、教職員への未然防止等への取組の必要性、教育相談支援体制強化の重要性について理解推進役を担うことが期待される。

２．スクールソーシャルワーカーの資質の確保

スクールソーシャルワーカーに求められる専門性と資質能力を担保するため、必要な資格、養成の在り方について以下に挙げる。

（１）スクールソーシャルワーカーの資格及び養成の在り方

スクールソーシャルワーカーの資格は、社会福祉士又は精神保健福祉士資格所持者、これらの国家資格を所持した上で取得するスクールソーシャルワーカー教育課程（※）修了者、の２種類を設けることが必要である。

なお、上記資格を保有する者が十分確保できるまでの間は、地域や学校の実情に応じ、福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有する者、活動経験の実績等があり社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者、養成校団体や職能団体が認めるスクールソーシャルワーカーの講習を受講した者も有資格者とするのが適当である。

※例えば、日本社会福祉士養成校協会の行うスクールソーシャルワーカー研修、各団体や各地で実施されているスクールソーシャルワーカーに関する研修・講座などを位置づける。

（２）スーパーバイザーの資格及び養成の在り方

スクールソーシャルワーカーの職務及び勤務形態の特殊性のため、スクールソーシャルワーカーが自身の職務遂行上相談や指導を受けることができない場合があり、スクールソーシャルワーカーのアセスメントの妥当性について示唆することができる者（スーパーバイザー）が必要である。

このため、社会福祉士又は精神保健福祉士資格保持者、あるいは一定の在職年数と

社会福祉士・精神保健福祉士におけるスーパーバイザーの認定講習等における一定の単位修得により、スーパービジョンを行うことのできる者を養成する

※例えば、認定社会福祉士制度のスーパーバイザーや日本精神保健福祉士協会の認定スーパーバイザー等の研修を位置づける。

3. スクールソーシャルワーカーの配置等

(1) 教育委員会配置スクールソーシャルワーカー

自治体（教育委員会）に配置するスクールソーシャルワーカーは、自治体（教育委員会）の認識や方向性を把握し、目標設定や方針・計画を自治体（教育委員会）が作成する際に福祉的な視点から助言・援助する。そして定期的にその振り返りを行い、見直しを自治体（教育委員会）とともに行う。

さらに、域内のスクールソーシャルワーカーからの個別事案への支援策についての相談対応等を行う。

また、域内のスクールソーシャルワーカーから定期的に報告を受けるとともに、各学校の状況や個別事案への支援状況等の情報を共有するために協議会を開催することで、域内の児童生徒及び保護者等の状況を把握する。

児童生徒及び保護者等の生活圏に福祉・医療・司法等の機関がなければ、一体的、継続的で利便性の高い支援を受けることはできない。こうした関係機関が網羅される範囲は住民の生活圏と同規模であるのが中学校区である。

このため、スクールソーシャルワーカーを中学校区に配置すれば、支援を受ける者の利便性も高く、義務教育段階において均一の支援を受けることが可能となる。また、関係機関側から見ても、複数のスクールソーシャルワーカーと連携体制を構築する必要がなくなるため連携も取りやすい。なお、厚生労働省において現在推進している、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムは、中学校区が想定単位となっている。

このことから、スクールソーシャルワーカーの配置は、各中学校区に1人以上を常勤職員として配置することが適当である。そして、各スクールソーシャルワーカーを指導監督するスクールソーシャルワーカー職の責任者を正規職員として教育委員会（教育事務所）に配置する。この責任者は、スクールソーシャルワーカーの活動を福祉の専門性から管理、教育、支援等することでより効果的にスクールソーシャルワークを実施するため、熟練したスクールソーシャルワーカーや福祉を基盤とした専門職をスーパーバイザーとして配置する必要がある。

※原則として、認定社会福祉士制度のスーパーバイザーや日本精神保健福祉士協会の認定スーパーバイザー等の研修を受けていることを条件とする。

4. 児童生徒とその保護者・家庭などへの支援の充実のための総合的な方策

(1)教育委員会

スクールソーシャルワーカーの導入には、まず自治体（教育委員会）が、その活用方針を作成し、各学校への周知、適切な活用に関して責任を持って行う必要がある。導入すればいいというものではなく、定期的に適切な活用に関する評価を行う。

また、校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修、学校においてはすべての教職員に理解を促すために校内研修を実施し、スクールソーシャルワーカーに関する理解を深める必要がある。

さらに、専門性向上、都道府県及び市区町村の教育方針、地域特性・課題を把握できるような研修が重要である。（加えて、教育行政、学校教育等に関する理解を深めるため、教職員向けの研修にも参加が可能となるよう配慮することが望ましい。）

(2)学校

不登校、問題行動、虐待等の未然防止、早期発見を組織的に取り組むために、各学校において、校長のリーダーシップの下、定期的（週1回など）に開催する組織を設置し、具体的事案が生じる前に支援策を検討する体制を構築することが重要である。この組織には、担当教員、担任教諭、養護教諭のみならずスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等児童生徒に関わる関係者を構成員として校務分掌に位置づけることが重要である。また、緊急の事案が生じた場合は、スクールソーシャルワーカーが臨時の会議の開催を求めることができ、支援策を検討したい事案について迅速に対応することができる。

さらに、教職員に対するスクールソーシャルワーカーの職務の理解を図ることも重要である。スクールソーシャルワーカーの「個人と環境との関係に目を向け、背景を知って対応する」という視点が学校内の教員にも共有されれば、「困った子は、困っている子」という見方へと変わり、児童生徒の気持ちに寄り添った声掛けを行うなど関係が改善し、教員にもゆとりが生まれ、ひいては、教員や学校の「抱え込み」からの脱却にも効果がある。

近年、児童虐待が急増しているが、児童虐待は、児童生徒の心身の成長、人格面にも影響を与えるなど、人生全般に大きな問題を残しやすい。学校は、児童生徒が一日のうち多くの時間を過ごす場であり、服装、表情、行動から児童虐待を発見しやすい立場にある。児童虐待の疑いがある児童生徒を発見した場合は、その事実が必ずしも明らかでなくとも、主観的に児童虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所への通告義務が生じることから、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないことが重要である。

また、児童虐待を受けた又は疑いのある児童生徒への支援においては、医療機関、福祉機関等関係機関との協力・連携が不可欠であることから、日頃から市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」に参画するなどして学校としてのネットワークを

構築し、さまざまな支援が行われる体制作りが重要である。

そして、スクールソーシャルワーカーは、校内、校外ともに連携・調整の要としての役割を果たすため、守秘義務を職員証などに明確に示すとともに一定の連携の権限があることを保障する必要がある。

児童生徒及び保護者等への理解や支援にあたっては、教職員のみならず住民相互の見守りなど地域社会の果たす役割も重要であることから、日頃から、コミュニティスクールや地域学校協働本部等の仕組みにより、学校と地域が連携・協働する体制を構築することによって予防機能が果たせる可能性があり意識をもって取り組む必要がある。

また、保護者や地域の方にスクールソーシャルワーカーを理解してもらうため、学校通信や学年通信、ホームページ、保護者会、PTA 総会などを利用しスクールソーシャルワーカーの役割や職務内容等を紹介することが必要である。

(3) 教員養成課程

児童生徒とその家庭の実態と地域の役割、学校の役割などを、教員として出発点から適切に理解し動けるようにするには、教員養成科目としてスクールソーシャルワークあるいは児童福祉に関する科目を入れることは重要である。